

1. 登校・下校

(1) 登校：午前 8 時 30 分 下校：午後 4 時 55 分

(2) 残留・休日登校

部活動その他で下校時刻以降も校内に残留したい場合や休日に登校したい場合は、関係の先生の許可を得たのち、その 2 日前までに生徒支援部に特別活動届を提出する。

(3) 登校後の外出

(高校) 外出の際は必ず担任の許可を得ること。

(中学) 登校後の外出は禁止する。

(4) 自転車通学について

(高校) 通学自転車を使用する者は「自転車通学届」を提出し、許可を得る。

(中学) 通学経路内の全てにおいて自転車の使用を禁止する。

(5) その他

(中学) 登下校中の寄り道や買い食いは禁止する。

2. 服装について

(1) 服装は制服とする。(部活動で登校する日も含む。)

富士の生徒としてのプライドをもち、清楚でかつ品位ある身だしなみを心がける。

(2) 履物については次のとおりとする。

登下校…靴、校舎内…指定された上履き、体育館…体育館履き

服装等	制服 1	制服 2
冬制服【指定品】	詰襟、長袖シャツ、冬用スラックス	冬用セーラー服、冬用スカート または冬用スラックス
夏制服【指定品】	半袖シャツ、夏用ズボン	夏用セーラー服、夏用スカート または夏用スラックス
希望購入品 【準指定品】	セーター・カーディガン ポロシャツ	カーディガン ポロシャツ
靴下	黒・紺・茶・グレー等の無地で、制服にふさわしいもの。	紺・黒のソックス。特に寒い時は黒タイツ（無地で透けないもの）も可。
通学靴・コート・ベルト	黒・紺・茶・グレーの無地で制服にふさわしいもの。 (上記の条件で運動靴も可。)	
通学用バッグ	市販の通学用バッグ、スポーツバッグに準じる。(制服にふさわしいもの。ロゴは可。)	
夏用準制服 【高校希望購入】	半袖水色シャツ、夏用チェックスラックス	半袖水色ブラウス、夏用チェックスカート

\*夏服期間 6月1日～9月30日、冬服期間 11月1日～4月30日

\*5月・10月は移行期間とし、夏服・冬服どちらでもよい。

### 3. 欠席・遅刻・早退

- (1) 欠席、遅刻、早退をするときは、保護者からメールまたは電話で学校に連絡する。
  - ・電話連絡は8時00分から8時25分とする。
  - ・事前の連絡には生徒手帳の連絡簿を使用する。
- (2) 忌引きは、次の日数以内とする。所定の届けを担任に提出する。  
父母7日、祖父母3日、兄弟姉妹3日、伯叔父母1日、曾祖父母1日
  - ・日曜祭日などの休業日を含む連続した日数とする。

### 4. 貴重品の管理

- (1) 貴重品や多額の現金、学校生活に必要なものを持ってこない。  
定期券、財布等は鍵の掛かるロッカーに入れ、必ず鍵をかける。
- (2) 物品を遺失または拾得した場合はすみやかに生徒支援部に届け出る。

### 5. 携帯電話の使用について

- (1) 携帯電話は持ち込み可とする。
- (2) 携帯電話、スマートフォン等デジタル端末を校内で使うときは学校活動で使用し、ルールとマナーを厳守する。

### 6. 部活動について

#### (1) 活動時間

通常活動 15:50～16:50 (16:55 完全下校)

残留活動 16:55～18:10

- ・休日・休業中の活動時間は9:00から16:00とし、16:30完全下校とする。
- ・委員会活動や清掃当番がある場合はそれを優先する。
- ・長期休業中は、活動計画表に従って活動する。計画表にない部活動はできない。
- ・通常の活動時間以外の活動、校外での活動などを行う場合は、2日前までに顧問を通じて「特別活動願」を生活指導部に提出し許可を受ける。

### 7. 非常災害時の登校判断の基準

- 1 基本的な考え方安全を第一に考え行動する。なお、局所的な荒天や利用交通機関への影響等により登校が困難な場合や、登下校時の生徒の安全確保が困難であると生徒または保護者が判断した場合は、自宅待機とし、後刻、学校にその旨を電話連絡する。
- 2 暴風警報、暴風雪警報、大雪警報及び特別警報がひとつでも東京23区西部※内に発令された場合の登校判断の基準について
  - ① 6時30分の時点で警報が発令されている場合、自宅待機とする。  
(NHKニュース、気象庁ホームページ等で確認する。)
  - ② 8時30分の時点で警報が解除されている場合、3時間目以降の授業を実施する。
  - ③ 11時30分の時点で警報が解除されている場合、5時間目以降の授業を実施する。  
この場合、附属中学校の給食は実施しない。
  - ④ 11時30分の時点で警報が解除されていない場合、当日を臨時休業とする。

3 非常災害（気象に関する警報以外、地震、局所的災害）時の登校判断の基準について

- ①NHKニュース、気象庁ホームページ等の情報により、災害状況や利用交通機関への影響等で登校が困難な場合や、登下校時の生徒の安全確保が困難であると生徒または保護者が判断した場合は、自宅待機とし、後刻、学校にその旨を電話連絡する。
- ②自宅待機、臨時休業が必要と学校が判断した場合は、学校ホームページで周知する。
- ③すでに登校した生徒は学校で待機し、その後の学校の指示に従う。

4 生徒の出席の扱いについて

自宅待機が必要と学校が判断した時間及び登校時の安全確保に要すると学校が判断した時間は、遅刻、欠席とは扱わない。

5 臨時休業措置等の本校ホームページ掲載の遅延について

当日の状況により、生徒が在宅している時間帯にホームページ掲載ができない場合がありますので、前述の登校判断の基準により行動してください。

※東京23区西部

千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・品川区・目黒区・大田区  
世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・板橋区・練馬区